一般社団法人NOHL 会員規約

第 1 条（目的）

本規約は、一般社団法人NOHL（以下「当法人」という）の会員制度に関する事項を定め、会員が当法人の提供するサービスを円滑かつ適正に利用することを目的とします。

第 2 条（会員の定義）

本規約における「会員」とは、本規約を了承し、所定の手続を経て入会を承認された法人（企業）を指します。

第 3 条（入会手続き）

入会を希望する法人は、所定の入会申込書を提出し、当法人理事会の決定をもって承認とします。ただし以下いずれかに該当する場合、入会を承認しないことがあります。

- 申込内容に虚偽、誤り、または記入漏れがあった場合
- 過去に本規約に違反し、会員資格を取り消されたことがある場合
- 反社会的勢力またはその関係者であると認められる場合
- その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

第 4 条（会員資格の有効期間）

会員資格の有効期間は、入会承認日から翌年の 3 月末日までとします。ただし、有効期間満了日の 2 ヶ月前までに、会員または当法人から更新手続きまたは退会の申し出がない場合、自動的に 1 年間更新されるものとします。

第5条（会費）

会員は、当法人が定める会費を所定の期日までに納入するものとします。

2　会費の金額、支払方法、支払期日は別途定めます。

3　一度支払われた会費は、原則として返金しません。

第6条（サービス）

サービスの内容、提供方法、利用条件等は、当法人が別途定める利用規約またはガイドラインに従うものとします。

2 会員は、当法人が提供する各種サービスを、当法人の定める条件に従って利用することができます。

第7条（会員の義務）

会員は、法令および本規約を遵守するものとします。

2　当法人の活動や信用を害する行為を行ってはなりません。

3　サービス利用に際して得た情報を、正当な理由なく第三者に提供してはなりません。
4　会員は登録情報に変更があった場合、速やかに当法人が定める方法により変更手続きを行うものとします。

第 8 条（退会）
会員は、2ヶ月前までに所定の退会届を提出することで退会することができます。

第9条（会員資格の取消）
当法人は、以下のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、会員資格を一時停止または取消すことができます。

- 本規約または当法人の定める規程に違反した場合
- 会費の支払いを滞納した場合
- 当法人または他の会員、第三者に損害を与える行為を行った場合
- 当法人の名誉、信用を著しく傷つける行為を行った場合
- その他、当法人が会員として不適格と判断した場合

第 10 条（個人情報の取扱い）
会員の情報は、当法人の「個人情報保護方針」に基づき、適切に管理・利用されます。

第 11 条（免責事項）
当法人は、提供するサービスに関連して生じた損害について、当法人に故意または重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第 12 条（規約の改定）
本規約は、必要に応じて当法人が改定することがあり、改定後は当法人のウェブサイト等にて告知された時点で効力を生じます。

第 13 条（協議）
本規約に定めのない事項または本規約の解釈につき疑義が生じた場合は、両者誠実に協議し、決定するものとします。

第 14 条（準拠法および管轄）
本規約に関する準拠法は日本法とし、紛争が生じた場合は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
本規約は、2025 年 10 月 1 日より施行します。